

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 俊 夫  
( 証 券 コー ド 4725 東 証 1 部 )  
問 合 先 執 行 役 員  
責 任 者 経 営 管 理 本 部 長 大 塚 直 義  
( 電 話 03-6667-8000 )

## 内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 24 日開催の取締役会において、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する事項を盛り込むことを目的として、下記のとおり内部統制システムの基本方針の一部改定(追加)を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、今回の追加箇所は下線表示しております。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

取締役会は、法令遵守の体制を含む内部統制システムの構築方針・計画を決定するとともに、同方針・計画に基づき内部統制に係るマネジメントシステムを構築し、維持する。取締役の任期を 1 年とし、取締役会には社外取締役を継続して選任する体制とする。また、取締役等の報酬に関する妥当性を審議するため社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置する。

当社は、創業哲学および経営理念に基づき、役員および社員等が遵守すべき行動規範、行動基準などから成るコンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス意識の維持と確立を図るため、コンプライアンス担当取締役のもとにコンプライアンス統括部門を設置する。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

当社は、法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、これら情報について適宜閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

当社は、リスク管理の基本規程としてリスクマネジメント要綱を定めるとともに、災害、雇用、情報セキュリティ、プロジェクト管理、コンプライアンス等のリスクをトータルに認識・評価し、対応するために、リスク管理担当取締役のもとにリスク管理統括部門を設置する。

業務執行状況に関しては、レビューボードおよび設計・インフラ監理レビューボード等

で審議し、重要な執行案件については取締役会、経営戦略会議および執行会議において定期的に審議・報告を行い、必要に応じ速やかにかつ適切にリスクへの対応を行なう。損失の危険のある業務行為が発見された場合の通報体制を確立するとともに、重大な災害等が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機対策を行なう。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時開催するものとし、また、執行役員制度を設け、意思決定機関を経営戦略会議と執行会議に分離して機動的な経営を行なう。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程等においてその執行手続を定める。

業務の運営は、中期経営戦略および年度計画を策定し、これに基づいて各部門で立案された部門業務計画に沿って実施し、その執行状況については取締役会、経営戦略会議および執行会議で定期的に報告する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、社員が遵守すべき行動規範、行動基準などから成るコンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス意識の維持と確立を図るため、コンプライアンス担当取締役のもとにコンプライアンス統括部門を設置する。

業務執行状況および内部統制に関わる取組状況等を監視する機能として、執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門を設置する。

当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度を設け、社員からの社外弁護士またはコンプライアンス総括部門等への通報(匿名可)体制を確立する。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

子会社および主要な関連会社(以下「関係会社」という)との緊密な連携のもと、各関係会社において業務規程・手続を整備する。

当社グループの中期経営戦略および各社の年度計画については、関係会社の社長および当社役員から成るグループ合同役員会を開催し、説明、報告を行なう。

関係会社管理規程およびその管理統括部門を定め、これに基づき関係会社の業務執行状況について管理・指導を行い、定期的に取り締役に報告を行なう。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についてのグループ通報制度を設け、関係会社社員からの社外弁護士への通報(匿名可)体制を確立する。

当社監査役と関係会社監査役の連携を緊密にするため、グループ監査役会を定期的に開催する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の職務を補助すべき使用人に関する規定を設け、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置く体制とする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役スタッフについての評価は監査役が行い、その任命、解任、人事異動、賃金改定等に関しては監査役の承認を得るものとする。監査役スタッフは業務執行に係る役職を兼務しないこととする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンスに関する通報状況について速やかに監査役に報告する。

10. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、経営戦略会議および執行会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書の閲覧およびその説明を取締役または使用人に求めることとする。監査役と代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門との間で定期的な意見交換会を開催する。

11. 財務報告に係る内部統制システムに関する事項

経営者は、信頼性のある財務報告を重視する意向を組織の内外に表明するとともに、「財務報告に係る内部統制システムの整備・運用の基本方針」に基づき、方針や原則、体制等を明確化し、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを整備・充実する。取締役会は、上記「財務報告に係る内部統制システムの整備・運用の基本方針」を決定する。

経営者は、グループ全体としての財務報告に係る内部統制システムの整備・充実に資するための独立的評価を担う部門として、内部統制統括部門を設置する。

以上

お問い合わせ先：株式会社 シーエーシー  
広報 IR グループ  
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1  
TEL：03-6667-8010